

# お知らせ

記者発表資料 | 令和元年12月20日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ  
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

長野日本無線株式会社 長野県長野市稲里町1163番地

### 2. 指名停止措置期間

令和元年12月20日 ~ 令和2年 2月19日 (2ヵ月)

### 3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

### 4. 事実の概要

当該業者は、平成30年3月31日を基準日とする経営事項審査等において、実際には技術者要件を満たさない者を技術職員名簿に記載して提出し、経営事項審査結果を取得した。また、当該経営事項審査結果を用いて長野県建設工事入札参加資格を取得した。  
このことが建設業法第28条第1項第2号に違反するとして、令和元年8月22日、長野県知事から指示処分を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

082-511-6063 (直通) : 平日・昼間

総務部 契約課長

やまね たかゆき  
山根 孝幸 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐

てら おしんじ  
寺尾 真治 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

契約管理官

たくわ ゆうじ  
宅和 祐治 (内線130)

◎総務部 経理調達課専門官

おおさき けんいち  
大崎 憲一 (内線132)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

いわした やすひさ  
岩下 恭久 (内線2117)

企画部 環境調整官

さかもと やすまさ  
坂本 泰正 (内線3114)